

平成29年度全国厚生労働関係 部局長会議（厚生分科会） 説明資料

平成30年1月18日（木）
厚生労働省医薬・生活衛生局
（生活衛生・食品安全）

目 次

1. 食品衛生規制の見直し(食品衛生法等の改正)について……2
2. 水道事業関係予算について ……………6
3. 水道事業の基盤強化に向けた水道法の改正等について……9
4. 旅館業規制の見直しについて……………12

1. 食品衛生規制の見直し(食品衛生法等の改正)について

食品衛生規制の見直しに関する骨子案 (食品衛生法等の改正骨子案)

平成30年1月16日
厚生労働省

1. 趣旨

- 前回の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食や食品を取り巻く環境が変化している。
- このような変化に伴い、都道府県等を越える広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止、下げ止まり傾向である食中毒発生数を抑制する必要があること等を踏まえると、食品等を提供する事業者におけるより一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。
- さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や我が国の食品の輸出促進を見据え、国際標準と統合的な食品衛生管理が求められる。
- これらの状況を踏まえ、食品安全の確保のため、消費者、事業者、有識者など関係者の意見も踏まえ、以下に基づき、次期通常国会に食品衛生法等を改正する所要の法案の提出を行う。

2. 主な改正内容

①広域的な食中毒事案への対策強化

- 国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために、相互に連携や協力を行うことを明記するとともに、連携や協力の体制整備のため、厚生労働大臣が、国や都道府県等の関係者で構成する広域連携協議会を設置することができることとする。
- 緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、当該協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応できることとする。

②HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化

- 我が国の食品衛生管理水準の向上や国際標準化を図り、事業者自らが取り組む衛生管理を推進するため、食品等事業者※、と畜業者等や食鳥処理業者は、
 - ・ 施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、
 - ・ 事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じて行う、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための衛生管理(規模や業種等を考慮した一定の営業者については、その取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理)に関する計画を定め、遵守しなければならないこととする。

※ 常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業など、公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種については、対象から除く。

- 現行の「総合衛生管理製造過程承認制度」(食品衛生法第13条)は廃止する。ただし、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていると認めた場合に、食品衛生法で定める食品の製造・加工の規格基準に適合しなくとも販売等ができるとする仕組みは維持する。

③特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集

- 健康被害の発生を未然に防止する観点から特別の注意を必要とする成分等※を含有する食品を販売等する事業者は、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等を通じて厚生労働省に報告しなければならないこととする。

※ 厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定する。

- また、厚生労働大臣等が健康被害に関する調査を行う場合には、関係者は健康被害に関する情報提供等に努めるものとする。

④国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

- 食品用器具・容器包装の安全性の確保や規制の国際的整合性の確保のため、人の健康を損なうおそれがない場合を除き、合成樹脂等を対象として、規格が定められていない原材料を使用した器具・容器包装を販売等してはならないこととする。また、製造者は、適正製造管理規範を遵守しなければならないこととする。
- 器具・容器包装の製造者や販売者は、製品の販売先の事業者に対し、当該製品が規格基準に適合する旨の情報を提供しなければならないこととし、器具・容器包装の原材料の製造者が、器具・容器包装の製造者等から求められた場合には、その情報の提供に努めなければならないこととする。

⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

- 都道府県ごとに異なる営業許可基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとする。

(注) 現行の政令で定める営業許可業種について、営業実態等を踏まえた見直しを行う。

- 公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県等に届け出なければならないこととする。

⑥食品リコール情報の報告制度の創設

- 営業者が製造等をした食品等が、食品衛生法に違反をした場合等で、当該食品等を回収するときは、食品衛生上の危害が想定されない場合を除き、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に報告し、当該報告を受けた都道府県知事等は厚生労働大臣等に報告しなければならないこととする。

⑦輸入食品の安全性確保・食品輸出関係事務の法定化

- 輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（HACCPによる衛生管理）が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入してはならないこととする。

※ 食肉、食鳥肉等を想定。

- また、衛生管理によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品※の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とする。

※ 乳、乳製品や生食用カキやフグを想定。

- 都道府県知事等は、輸出される食品の安全性に関する証明書の発行その他必要な措置を行うことができることとする。

⑧その他

- 行政処分や罰則に関する規定や経過措置など所要の規定の整備を行う。

2. 水道事業関係予算について

平成30年度水道施設整備関係予算（案）

（単位：百万円）

区 分	平成29年度 予 算 額 A	平成30年度 予 算 (案) B	対 前 年 度 増 △ 年 減 額 B-A	対 前 年 度 比 (%) B/A
水道施設整備費	[96,308] 46,641	(74,588) 44,190	△2,451	94.7
水道施設整備費補助	[42,479] 18,479	(22,681) 17,483	△996	94.6
指導監督事務費等	[91] 91	(87) 87	△4	95.6
災害復旧費	[10,518] 350	(750) 350	0	100.0
耐震化等交付金	[32,900] 16,900	(44,700) 19,900	3,000	117.8
東日本大震災	[10,320] 10,821	(6,370) 6,370	△4,451	58.9
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除いた場合	[75,470] 35,470	(67,468) 37,470	2,000	105.6

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3)：平成29年度予算額欄の上段〔 〕書きは、平成28年度第2次補正予算額及び第3次補正予算額を含む。

ただし、東日本大震災分は、平成29年度補正予算（案）による減額を含む。

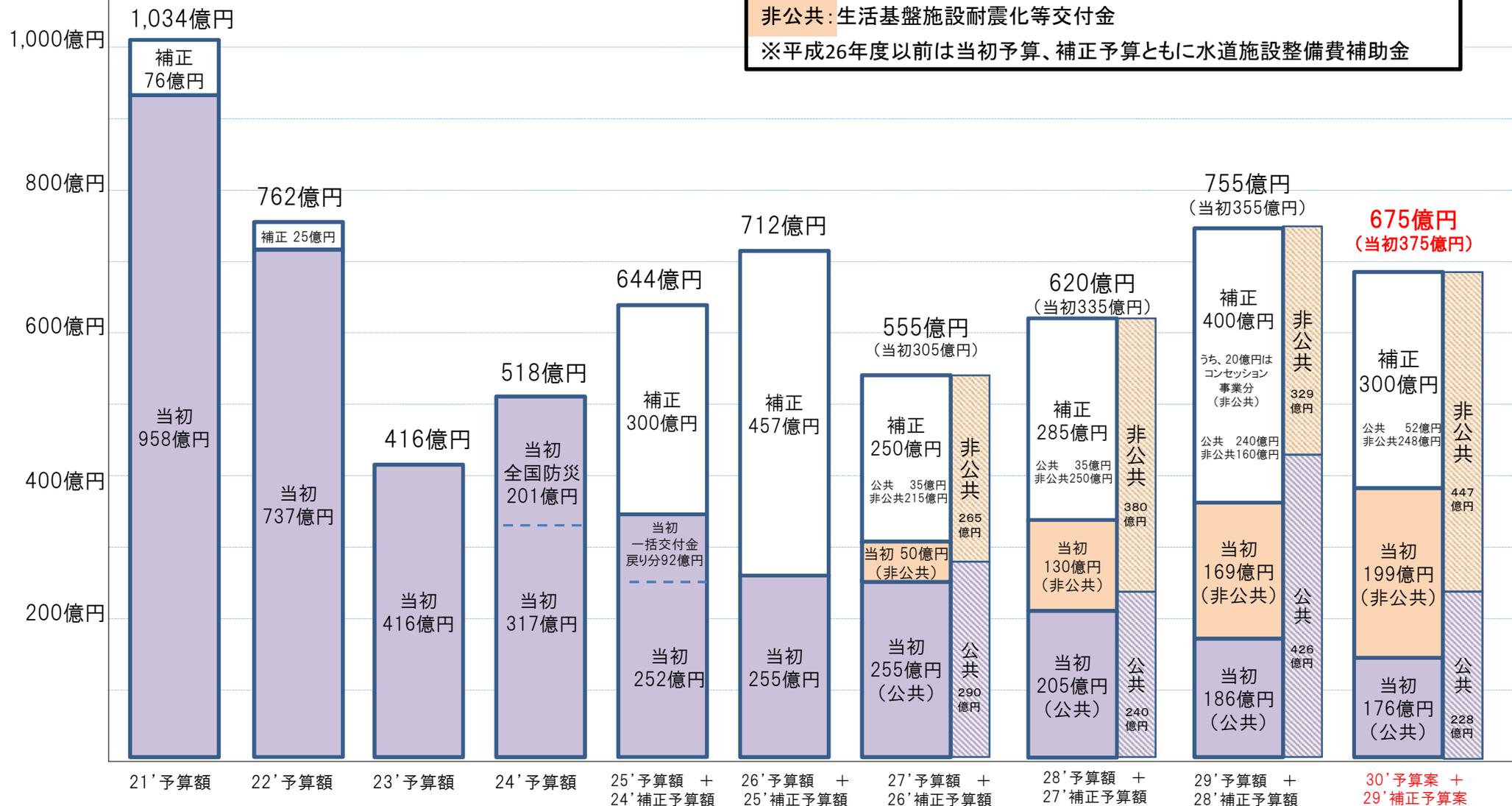
注4)：平成30年度予算（案）の上段（ ）書きは、平成29年度補正予算（案）を含む。

水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度～平成30年度)

公 共: 水道施設整備費補助金

非 公 共: 生活基盤施設耐震化等交付金

※平成26年度以前は当初予算、補正予算ともに水道施設整備費補助金



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。

注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

3. 水道事業の基盤強化に向けた 水道法改正について

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中(H27年度13.6%)。
- すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3.（2）は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで）は、適用しない。）

4. 旅館業規制の見直しについて

旅館業法上の指導等の状況について

1 調査の概要

旅館業法について適正な運用を行うため、同法の違反のおそれがある営業者に対して行っている指導等の状況について、平成28年度の調査結果を取りまとめて公表するもの。

(本調査は、全国の自治体に対して平成25年度より行っている。)

2 調査対象 都道府県、保健所を設置する市、特別区（143都道府県市区）

3 指導等に至った端緒

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①保健所における巡回指導等	13件 (21%)	58件 (44%)	498件 (35%)	1,721件 (16%)
②近隣住民・宿泊者等からの通報	34件 (55%)	54件 (41%)	482件 (34%)	3,721件 (34%)
③警察・消防等の関係機関からの連絡	15件 (24%)	18件 (14%)	216件 (15%)	4,713件 (43%)
④管理会社等からの連絡	1件 (1%)	1件 (1%)	111件 (8%)	510件 (5%)
⑤その他	0件 (0%)	1件 (1%)	106件 (8%)	184件 (2%)
合 計	62件	131件	1,413件	10,849件

4 指導等の状況（件数）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①営業許可を取得した	18件 (29%)	25件 (19%)	76件 (5%)	176件 (2%)
②営業を取りやめた	36件 (58%)	73件 (55%)	533件 (38%)	1,484件 (14%)
③指導継続中	1件 (2%)	11件 (8%)	374件 (26%) ※2	3,042件 (28%) ※3
④調査中(営業者と連絡が取れないもの等)	0件 (0%)	5件 (4%)	376件 (27%)	5,779件 (53%)
⑤その他	7件 (11%)	19件 (14%)	54件 (4%)	368件 (3%)
合 計	62件	133件 ※1	1,413件	10,849件

※1 平成25年度からの継続案件を含む。

※2 うち許可に向けた指導を行っているもの：112件

※3 うち許可に向けた指導を行っているもの：1,472件

旅館業法の一部を改正する法律の概要

(平成29年12月8日成立、12月15日公布)

改正の趣旨

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。

2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可業者等に対する規制の強化

- (1) 無許可業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。
- (2) 無許可業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。

3. その他所要の措置

旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加

施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

旅館業規制の見直しに関する意見（平成28年12月6日規制改革推進会議決定）への対応（案）

改正旅館業法が成立したことを受け、平成30年1月末に政令等の改正を実施予定。

（通知改正で対応できる項目（便所の数値規制等）は平成29年12月15日に実施済み。）

規制改革推進会議の意見		規制の内容	根拠	対応方針	
旅館業に関する構造設備の基準全般	撤廃すべき	客室の最低数	ホテル：10室以上、旅館：5室以上	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃予定（平成30年6月施行）
		寝具の種類	洋室：洋式の寝具	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃予定（平成30年6月施行）
			寝台の広さ・高さ・置き方等の規制	通知	平成29年12月15日に撤廃済
		客室の境の種類	洋室：壁造り	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃予定（平成30年6月施行）
			和室：壁、板戸、襖等による区画	通知	平成29年12月15日に撤廃済
		採光・照明設備の具体的要件	採光部分の面積が8分の1以上等、照明の場所ごとの必要な照度の数値規制	通知	平成29年12月15日に撤廃済
	便所の具体的要件	ホテル：水洗式で座便式	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃予定（平成30年6月施行）	
		収容定員・便器の種類ごとの数値規制	通知	平成29年12月15日に撤廃済	
	公衆衛生等の観点から必要最小限のものとするべき	客室の最低床面積	洋室：9㎡以上、和室：7㎡以上	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、見直し予定（平成30年6月施行）
		入浴設備の具体的要件	ホテル：洋式浴室・シャワー室	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃予定（平成30年6月施行）
浴槽・洗い場の面積等の数値規制			通知	平成29年12月15日に撤廃済	
玄関帳場の基準	受付台の長さ	1.8メートル以上	通知	平成29年12月15日に撤廃済	
	ICTの活用による代替方策の検討	—	政令	平成30年1月末に政令等を改正し、見直し予定（平成30年6月施行）（※）	

（※）宿泊者の安全や利便性の確保のため、以下の機能を担保する方向で検討。

- ①緊急時の対応ができること。②宿泊者の本人確認や出入りの確認ができること。③鍵の受け渡し等を適切に行うことができること。

サテライト型簡易宿所について

<サテライト型簡易宿所の類型>

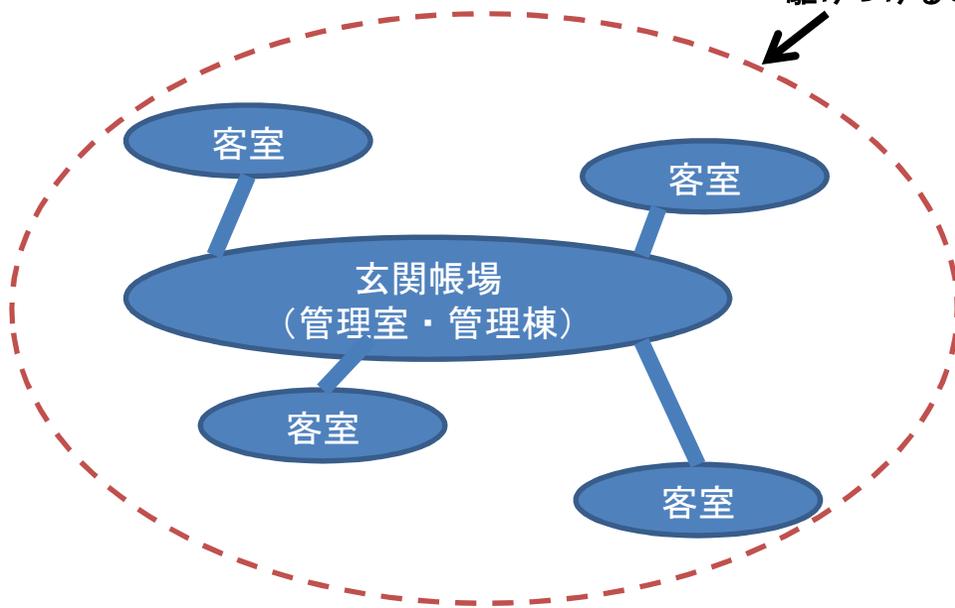
- ① 1つの事業者が分散する複数客室を使用して営業する場合（客室分散型）
- ② 複数の許可事業者が共同して玄関帳場を設ける場合（共同玄関帳場型）



<対応>

客室分散型・共同玄関帳場型それぞれの場合の共同する玄関帳場の取扱いについて、平成29年12月15日付けで通知を发出。

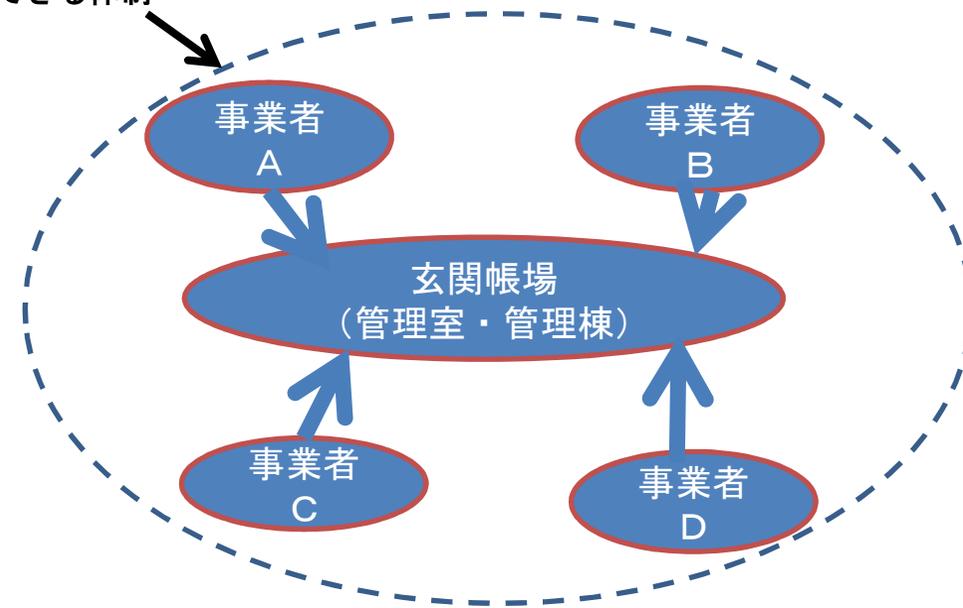
客室分散型



全体を1つの事業者が運営

緊急時に対応できる体制
〔通常おおむね10分程度で職員等が
駆けつけることができる体制〕

共同玄関帳場型



それぞれが管理業務を委託

生活衛生・食品安全部門 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 食品衛生法改正について	生活衛生・食品安全企画課	企画法令係	神森 雄樹	2446
2. 水道事業関係予算について	水道課	簡易水道係	佐藤 大悟	4027
3. 水道事業の基盤強化に向けた水道法の改正等について	水道課	技術係	彦坂 早紀	4014
4. 旅館業規制の見直しについて	生活衛生課		中山 健児	2431